

平成26年6月18日
平川市告示第79号

平川市ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、平川市有料広告取扱要綱（平成20年平川市告示第2号）に定めるもののほか、本市のホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ホームページ 本市が管理するホームページをいう。
- (2) バナー広告 ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページにリンクするものをいう。
- (3) ウェブページ ウェブブラウザに一度に表示されるデータのまとまりで、文字、画像、音声及び動画などから構成されるインターネット上で公開される情報をいう。

(広告の種類)

第3条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 ホームページに掲載することができる広告、掲載することができる者及びリンク先ウェブページの内容の範囲は、平川市有料広告取扱要綱第4条及び第5条並びに平川市有料広告掲載に係る判断基準に定めるところによる。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦80ピクセル、横240ピクセル
 - (2) 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG又はPNG
 - (3) データ容量 10KB以下
- 2 前項に定めるもののほか、デザイン等広告表現に関する基準は、別に定める。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページはトップページとし、広告の位置及び枠数は市長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は1箇月を単位とし、連続して掲載することができる期間は 最大12箇月とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

- 2 広告掲載期間中に市の都合により、更新、メンテナンス等でホームページに掲載した広告を閲覧することができない期間が生じたときがあっても、掲載期間は延長しない。

3 広告掲載の開始日及び終了日は、市長が定める。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、広報ひらかわ、ホームページ等を活用し、公募することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 ホームページへの広告掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に、広告掲載希望者の概要が分かる書類、掲載しようとする広告の案及び画像データ並びに市長が必要と認める書類を添付して、市長が指定する期間内に郵送又は持参により申し込みしなければならない。

2 前項の画像データの作成経費は、広告掲載希望者の負担とする。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、内容を審査し、ホームページ掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を、ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又はホームページ広告非掲載決定通知書(様式第3号)により広告掲載希望者に通知するものとする。

3 市長は、広告掲載希望者が、第6条の規定により定められた枠数を超えたときは、次の順位により決定する。

(1) 第1順位 公社、公益法人及びこれらに類するもの

(2) 第2順位 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

(3) 第3順位 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で、市内に事業所等を有するもの

(4) 第4順位 前3号に規定するもの以外の私企業又は自営業等

4 前項の規定による順位が同じ広告が複数ある場合は、掲載希望期間の長いものを優先し、掲載の可否を決定することができる。

5 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額5,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 前条第2項の規定により、広告掲載の決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告掲載料を市長が指定する期日までに前納しなければならない。

(広告の内容等の変更)

第12条 広告主は、1箇月を単位として広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の15日前までに、ホームページ広告等変更申込書(様式第4号)に画像データを添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の画像データの作成費用は、広告主の負担とする。

4 第10条第1項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において同条第1項中「広告掲載の適否」とあるのは「掲載する広告の内容又はリンク先変更の適否」と読み替えるものとする。

5 市長は、掲載する広告の内容又はリンク先の変更の可否を決定したときは、その結果をホームページ広告等変更承認通知書（様式第5号）又はホームページ広告等変更不承認通知書（様式第6号）により、広告の内容又はリンク先を変更しようとする広告主に通知しなければならない。

（広告掲載の取消し等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 前条の規定による広告の内容等の変更手続きを広告主が行わないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

（広告掲載の取下げ）

第14条 広告主は自己の都合により、ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主はホームページ広告掲載取り下げ申出書（様式第7号）により市長に申し出なければならない。

（広告掲載料の還付）

第15条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することのできない理由により、本市が広告を掲載できなくなったときは、当該掲載することができなくなった期間に応じ、既納の広告掲載料を還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、日割りにより計算して得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 前2項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第16条 広告の内容に関する責任は、当該広告主が一切負うものとする。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。